

2023年9月13日

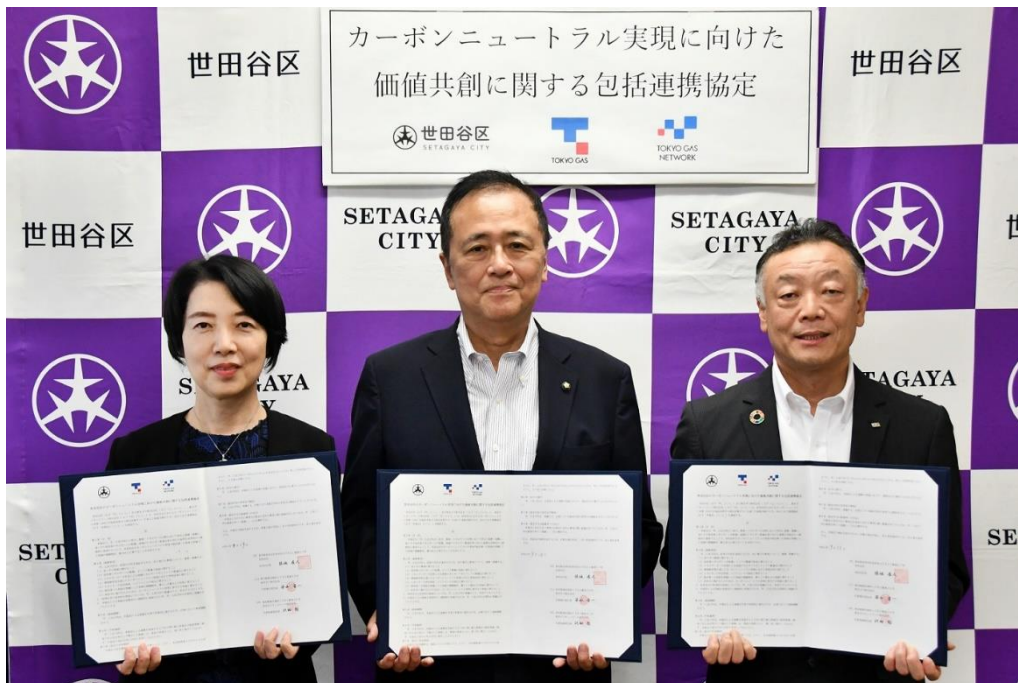
世田谷区のカーボンニュートラル実現に向けた価値共創に関する包括連携協定の締結について

世田谷区
東京ガス株式会社
東京ガスネットワーク株式会社

世田谷区（区長：保坂 展人）、東京ガス株式会社（社長：笹山 晋一）、東京ガスネットワーク株式会社（社長：沢田 聡）は、このたび、世田谷区のカーボンニュートラル実現に向けた価値共創に関する包括連携協定（以下「本協定」）を締結しました。

世田谷区は2020年10月、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを東京23区で初めて表明しました。2023年3月には、世田谷区地球温暖化対策域推進計画を見直し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57.1%削減することを掲げ、区民・事業者と連携して脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

本協定の締結により、世田谷区の温室効果ガス削減の取組を一層加速するとともに、今後3者が相互連携のもと、脱炭素社会に関する知見や技術を活用し、カーボンニュートラルの実現を目指します。



（左から 東京ガス常務執行役員：小西雅子、世田谷区長：保坂展人、東京ガスネットワーク常務取締役：奥村栄吾）

1. 連携事項

- (1) 省エネの推進に関すること
- (2) 低炭素エネルギーへの転換、インフラ整備の取組に関すること
- (3) エネルギーデータ活用による地域エネルギーマネジメントの最適化に関すること
- (4) 環境教育等を通じたカーボンニュートラル実現に向けた啓発活用に関すること
- (5) エネルギーの安定供給、レジリエンスの強化に関すること
- (6) 脱炭素への取組を契機とした地域の課題解決、暮らしの質向上の取組に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、カーボンニュートラル実現に寄与する取組に関すること

2. 締結日

2023年9月13日

3. 関係者コメント

■世田谷区 区長 保坂 展人 コメント

脱炭素の実現に向けては、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの活用、脱炭素化やグリーンインフラをはじめ、環境分野のみならず、交通、経済、教育、福祉、建築やまちづくりといったあらゆる分野で最大限の取組みを進めていく必要があります。特に90万人の区民が暮らす住宅都市である本区においては、家庭部門の脱炭素が重要です。

東京ガスグループは、都市ガス事業者として、区民にとって重要なインフラを担っていただいております。家庭で利用するエネルギーの脱炭素化を図るうえで、欠かすことができないパートナーであると考えています。

これまで、培われた技術や知見、消費者とつながっているインフラ事業者としての強みを活かし、本区と協働で取組みを進めることで、地域の脱炭素化が加速することを期待しております。

■東京ガス株式会社 常務執行役員 地域統括 小西 雅子 コメント

当社は、東京ガスグループ2023-2025年度中期経営計画「Compass Transformation 23-25」において、3つの主要戦略の一つとして「エネルギー安定供給と脱炭素化の両立」を掲げ、多くの企業・自治体の皆さまとの協業を通じ、カーボンニュートラルの実現等に向けた取組を進めています。

本協定の締結により、世田谷区のパートナーとして、当社が有する様々な知見、経験を活かし、地域課題の解決に貢献できることを大変嬉しく感じています。

■東京ガスネットワーク株式会社 常務取締役 需要開発本部長 奥村 栄吾 コメント

当社は、これまで培ってきた知見・経験を活かし、多くの自治体が抱える地域課題の解決に向けた取組を進め、信頼関係の向上に努めてまいりました。

今回の協定締結により、これまで区民・事業者・区で連携・協働・共創の取組を進めてきた世田谷区とともに、カーボンニュートラルの実現等に向けて連携できることを大変嬉しく思います。

本協定の目的実現と世田谷区の発展に向け、地域密着企業として地域・社会の皆さまに寄り添い、カーボンニュートラルを通じた価値共創に資する取組を進めてまいります。

以上

『環境共生都市せたがや』～カーボンニュートラルと持続可能なまちづくり～



協定の3本柱



レジリエンス

(5) エネルギーの安定供給、レジリエンスの強化に関する事



カーボンニュートラル

- (1) 省エネの推進に関する事
- (2) 低炭素エネルギーへの転換、インフラ整備の取組に関する事
- (3) エネルギーデータ活用による地域エネルギー管理の最適化に関する事
- (4) 環境教育等を通じたゼロカーボンシティ実現に向けた啓発活用に関する事



暮らしの質向上・課題解決

(6) 脱炭素への取組を契機とした地域の課題解決、暮らしの質向上の取組に関する事



世田谷区のカーボンニュートラル実現に向けた価値共創に関する包括連携協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京ガス株式会社（以下「乙」という。）、東京ガスネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、世田谷区におけるカーボンニュートラル実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）を通じた価値共創のため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

第1条（目的）

本協定は、甲、乙及び丙の三者が、環境・エネルギーの分野において相互に連携・協働し、省エネや低炭素エネルギーへの転換、地域のエネルギー最適化等に向けた施策を効果的かつ継続的に推進することで、世田谷区のカーボンニュートラルの実現や脱炭素への取組を契機とした地域の課題解決、魅力向上に資することを目的とする。

第2条（連携事項）

甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協働する。

- （1）省エネの推進に関すること
 - （2）低炭素エネルギーへの転換、インフラ整備の取組に関すること
 - （3）エネルギーデータ活用による地域エネルギーマネジメントの最適化に関すること
 - （4）環境教育等を通じたカーボンニュートラル実現に向けた啓発活用に関すること
 - （5）エネルギーの安定供給、レジリエンスの強化に関すること
 - （6）脱炭素への取組を契機とした地域の課題解決、暮らしの質向上の取組に関すること
 - （7）前各号に掲げるもののほか、カーボンニュートラル実現に寄与する取組に関すること
- 2 前項各号の具体的な取組については、甲、乙及び丙の協議のうえ、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的かつ継続的に実施するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。

第3条（連絡調整）

甲、乙及び丙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行う。

第4条（守秘義務）

甲、乙及び丙は、本協定による連携を実施する上で知り得た個人情報及び秘密情報（秘密である旨を明示して開示した情報）を、事前の承諾なしに、第三者に開示してはならず、本協定の遂行以外の目的に使用してはならない。

第5条（協定の有効期限）

本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の60日前までに、甲、乙及び丙のいずれかから何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第6条（法令の遵守）

甲、乙及び丙は、本協定による連携の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

第7条（協定内容の変更及び解除）

甲、乙及び丙は、協議の上、合意により本協定内容の変更又は解除をすることができる。

第8条（協定外又は疑義等への対応）

本協定に定めのない事項又は協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意を持って協議し、これを解決する。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和5年9月13日

(甲) 東京都世田谷区世田谷4丁目21番地27号
世田谷区

世田谷区長 **保坂 展人**

(乙) 東京都港区海岸1丁目5番地20号
東京ガス株式会社

代表執行役社長 **笹山 晋一**

(丙) 東京都港区海岸1丁目5番地20号
東京ガスネットワーク株式会社

代表取締役社長 **沢田 聡**